

○杏林大学データサイエンス標準教育プログラム規程

制定 令和 4年 2月21日

(目的)

第1条 本規程は、「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」に基づき、杏林大学（以下「本学」という。）にデータサイエンス標準教育プログラム（以下「教育プログラム」という。）を設置し、デジタル社会の「読み・書き・そろばん」である数理・データサイエンス・AIの基礎的素養を持つ人材を育成することを目的とする。

(委員会)

第2条 本学にデータサイエンス教育委員会（以下「委員会」という。）を置く。委員会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる役割を担う。

- (1) 教育プログラムの立案、実施に関する事項
- (2) 教育プログラムの普及に関する事項
- (3) 教育プログラムの年次自己点検・評価と改善に関する事項
- (4) 教育プログラムの情報公開に関する事項
- (5) その他教育プログラムに関する重要事項

2 委員会は、以下の委員をもって組織する。

- (1) 総合情報センター長
- (2) IR推進室長
- (3) 各学部教務部長
- (4) 医学部事務部課長、井の頭事務部教務課長
- (5) その他、委員長が必要と認めた者

3 委員会は、総合情報センター長を委員長とする。

(対象の授業科目、単位数及び修了要件)

第3条 教育プログラムの対象となる授業科目、単位数及び修了要件は、委員会が学部・学科毎に別に定め、各学部教授会が承認する。

(修了認定)

第4条 教育プログラムに該当する授業科目の可否は各学部教授会が判定する。

2 各学部教授会の判定結果に基づき、委員会が教育プログラムの修了認定を行う。

(修了証の交付)

第5条 委員会は、教育プログラムを修了した学生のうち希望する者に対して、修了証を交付する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、委員会の議を経て運営審議会で決定する。

第3類(杏林大学データサイエンス標準教育プログラム規程)

附 則

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。